

2024年1月15日

富国生命保険相互会社

令和6年能登半島地震で被災された個人型確定拠出年金（iDeCo）の 加入者及び中小事業主に対する掛金納付の特例措置について

このたびの地震により被害を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

さて、令和6年能登半島地震により被災された個人型確定拠出年金加入者（以下「iDeCo 加入者」）さま及び中小事業主さまに対して、掛金納付の特例措置が設けられることになりましたので、ご案内いたします。

1. 令和6年能登半島地震の被災者に対する特例措置

被災された iDeCo 加入者さま及び中小事業主さまの掛金納付が困難な場合において、掛金納付を一時停止することができることとし、停止期間中の掛金を後日まとめて納付できることとなります。

【掛金納付の一時停止】

加入者掛金に関しては、iDeCo 加入者さまから、中小事業主掛金に関しては中小事業主さまからのお申出により、掛金引き落としの一時停止を行います。

【停止期間中の掛金の納付】

加入者掛金に関しては iDeCo 加入者さま、中小事業主掛金に関しては中小事業主さまからのお申出により、一時停止期間中の掛金を後日まとめて納付することができます。（※後日まとめて掛金を納付できる期間は、災害その他やむを得ない理由のやんだ日から2ヵ月以内において国民年金基金連合会が別に定める日までとなります）

2. 特例措置の対象

【対象となる方】

- ・ 富山県又は石川県に住所を有する iDeCo 加入者
- ・ iDeCo の第2号加入者が事業主払込を行う場合であって、当該 iDeCo 加入者を使用する事業主が富山県又は石川県に住所を有する場合、当該 iDeCo 加入者
- ・ 富山県又は石川県に住所を有し、中小事業主掛金納付制度を実施している中小事業主

【対象となる掛金】

- ・ お申出日以降に納付日が到来する加入者掛金又は中小事業主掛金（申出日において、既に納付済みの掛金を除きます。）で、国民年金基金連合会が別に定める日の前日までに納付するものとされる掛金

3. 留意事項

上記お手続きに必要な届書への押印は不要です。

4. 問い合わせ先

当該特例措置のお手続きやご不明な点などございましたら、以下の問い合わせ先までご連絡下さい。

フコク生命確定拠出年金コールセンター

【電話番号】 0120-259-112

【受付時間】 平日 午前9時から午後9時

土日 午前9時から午後5時

※祝日、振替休日、年末年始、ゴールデンウィークの一部、メンテナンス期間などを除く